



軽自動車税

について

■毎年4月1日の登録名義人(所有者)に課税されます

◎現在、次のような状態にある方は、変更手続きを3月31日(火)までに行ってください。変更手続きがなされない場合は引き続き課税されます。

※4月1日(水)に廃車の手続きを行っても課税されますのでご注意ください。

- | | | |
|----------------------|---|-------|
| 「使用していない車両を所有している」 | ➔ | 廃車手続き |
| 「所有者が変更になった」 | ➔ | 変更手続き |
| 「住所が変更になった」 | ➔ | 変更手続き |
| 「車検証に記載してある内容と実態が違う」 | ➔ | 変更手続き |



◎手続き先は、所有の車両によって異なります。

車種	手続	先
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	役場税務課 桂支所 七会支所	☎029-288-3111 ☎029-289-2211 ☎0296-88-3111
軽二輪(125cc超250cc以下) 二輪の小型自動車	茨城陸運支局 (水戸市住吉町353)	☎050-5540-2017
三輪・四輪の軽自動車	軽自動車検査協会茨城事務所 (茨城町若宮887-59)	☎029-293-9989

■農耕車(トラクター等)のナンバー登録をしましょう

◎農耕作業用のトラクター、テラー等で乗用できる物は、公道を走行しなくても課税の対象となります。ナンバーをつけていない車両を所有している方は、車名、車体番号、排気量、認定番号の分かるものと印鑑をお持ちのうえ、税務課・桂支所・七会支所のいずれかで手続きをお願いします。

■納期限までに納めましょう

◎納税通知書が5月中旬に送付されますので、6月1日(月)までに納付してください。

◎心身障害者の方で一定の条件に該当する方は、納税通知書が届いてから納期限7日前(5月25日(月))までに減免申請をすることにより、税の減免を受けることができます。

※減免対象者への通知は行っていません。毎年忘れずに手続きをしてください。

■納税証明書は車検の時まで大切に保管しましょう

◎納税通知書を使って軽自動車税を納めた方には、領収書と一緒に車検用の納税証明書をお渡ししますので、車検の時まで車検証と一緒に大切に保管してください。

◎口座振替の方には、振替が確認され次第、はがきで納税証明書(継続検査用)を発送します。(6月中旬発送予定)

※6月上旬までに車検を迎える方は、前年度の納税証明書を使用して5月29日(金)までに車検を受けてください。

【問合せ】 税務課 ☎029-288-3111 (内線124)